



埼玉県報

第 2951 号
平成 29 年(2017 年)
11 月 10 日
金曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 江袋溜井土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 金杉土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 嵐山町平沢土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 運転者管理業務用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 情報分析デジタル地図の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- バックアップシステムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道吉場安行東京線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道日高川島線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第千二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルシーモール花園

埼玉県深谷市荒川四百四十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ロジコム 代表取締役 青山英男

東京都東大和市立野二丁目一番地三

（変更後） LCホールディングス株式会社 代表取締役 本荘良一

東京都東大和市立野二丁目一番地三

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） ウエルシア関東株式会社 代表取締役社長 鈴木孝之

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番七号 外 計七者

（変更後） ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野秀晴

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十九年四月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江袋溜井土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|------------------|
| 理事 | 塚田 修 | 埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二 |
| 同 | 高橋 堅造 | 同 上根四百八十二番地 |
| 同 | 川田 久夫 | 同 上江袋五百二十三番地一 |
| 同 | 森田 博 | 同 石原二丁目一番地十五 |
| 同 | 春田 勝治 | 同 田島二百三十三番地二 |
| 同 | 林 和弥 | 同 上須戸八百七十一番地一 |
| 監事 | 小野澤 初男 | 同 上江袋七百三十七番地 |
| 同 | 松本 仁一 | 同 西城六百六十一番地三 |
| 同 | 高橋 邦夫 | 同 上根四百六十一番地 |

二 退任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|------------------|
| 理事 | 塚田 修 | 埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二 |
| 同 | 高橋 堅造 | 同 上根四百八十二番地 |
| 同 | 川田 久夫 | 同 上江袋五百二十三番地一 |
| 同 | 新井 勝 | 同 上須戸八百五十七番地 |
| 同 | 森田 博 | 同 石原二丁目一番地十五 |
| 同 | 小林 恒雄 | 同 田島二百四十八番地 |
| 同 | 高橋 初 | 同 上根四百八十九番地 |
| 監事 | 小野澤 初男 | 同 上江袋七百三十七番地 |
| 同 | 松本 仁一 | 同 西城六百六十一番地三 |

告 示

埼玉県告示第千二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
金杉土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|---------|------------------------|
| 監事 | 石 川 幸 男 | 埼玉県北葛飾郡松伏町大字魚沼千九百三十一番地 |

告 示

埼玉県告示第千二百十号

平成二十九年台風第二十一号の暴風雨による災害を平成二十九年十一月十日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
嵐山町平沢土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

奥 平 武 治 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百二十二番地

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

汎用型地図システム用サーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年9月11日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

123,534,720円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年8月1日

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

運転者管理業務用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年9月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

908,236,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年8月4日

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
情報分析デジタル地図の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ドーン 兵庫県神戸市中央区磯上通2丁目2番21号三宮グランドビル
5 F
- 5 落札金額
145,152,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年8月1日

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

バックアップシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年9月13日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

173,080,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年8月4日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------|-------------------------|------------------|
| 地先まで | 川口市大字安行字大元六六四番 三地先から | 区 間 |
| 一一・〇〇 | 一一・六九 一〇・七三 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 一五二・五〇 | 延 長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

| | |
|--|----------------------|
| <p>川越所沢線</p> | <p>路 線 名</p> |
| <p>川越市新宿町三丁目一番一、二地先から 同市新宿町三丁目一番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十九年十一月十日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>交差点改良工事による。 平成二十五年八月二日埼玉県川越 県土整備事務所長告示第二十二号 で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長五三・五〇メートル</p> | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日高川島線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|--|-------------------------|
| <p>戸六二〇番一地先まで</p> <p>一 地先から同市大字南平沢字宮ヶ谷</p> <p>日高市大字南平沢字八幡一五番</p> | <p>字宮ヶ谷戸六二〇番一地先まで</p> <p>一九番六地先から同市大字南平沢</p> <p>日高市大字南平沢字宮ヶ谷戸六</p> | <p>区 間</p> |
| <p>一五・〇〇〃</p> <p>四五・〇一</p> | <p>二二・〇六〃</p> <p>三二・六九</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>五四二・三二</p> | <p>一三・九七</p> | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>道路改築事業による</p> | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|---------------|------------------|
| <p>日高市大字南平沢字和田前四九 ○番地先から同市大字南平沢字和 田前四九○番地先まで</p> | | 区 間 |
| 七・六五〇 一九・〇一 | 七・六五〇 七・七一 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一三・二八 | | 延 長 (メートル) |
| 道路改築事業による | | 備 考 |